

目次

第1部 願書・図面	1
第1章 意匠登録出願.....	1
11 関連条文	1
11.1 意匠法第6条の規定	2
11.2 願書及び図面の意義	2
第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定.....	4
第2部 意匠登録の要件	5
第1章 工業上利用することができる意匠.....	6
21 関連条文	6
21.1 意匠法第3条第1項柱書の規定.....	8
21.1.1 意匠を構成するものであること	8
21.1.1.1 物品と認められるものであること	8
21.1.1.2 物品自体の形態であること	10
21.1.1.3 視覚に訴えるものであること	10
21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること	10
21.1.2 意匠が具体的なものであること	11
21.1.3 工業上利用することができるものであること	19
第2章 新規性	20
22 関連条文.....	20
22.1 意匠法第3条第1項各号の規定	20
22.1.1 意匠法第3条第1項第1号	20
22.1.1.1 意匠登録出願前について	20
22.1.1.2 公然知られた意匠について	21
22.1.1.3 公然知られた意匠として取り扱わない意匠.....	21

22.1.1.4	公然知られた意匠に該当する場合の取扱い	21
22.1.2	意匠法第3条第1項第2号	21
22.1.2.1	意匠登録出願前について	21
22.1.2.2	頒布について	22
22.1.2.3	刊行物について	22
22.1.2.4	刊行物の頒布された時期の取扱い	22
22.1.2.5	意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について	23
22.1.2.6	刊行物に記載された意匠について	23
22.1.2.7	電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について	23
22.1.2.8	インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い	24
22.1.2.8.1	意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること	25
22.1.2.8.2	意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと	26
22.1.2.9	電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について	28
22.1.3	意匠法第3条第1項第3号	28
22.1.3.1	意匠の類否判断	28
22.1.3.1.1	判断主体	28
22.1.3.1.2	意匠の類否判断の手法	29
第3章	創作非容易性	37
23	関連条文	37
23.1	意匠登録出願前について	37
23.2	その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について	37
23.3	公然知られたについて	37
23.4	創作非容易性の判断の基礎となる資料	37
23.4.1	公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	38
23.4.2	広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	38
23.4.3	公然知られた意匠又は広く知られた意匠	38
23.5	容易に創作することができる意匠と認められるものの例	39
23.5.1	置換の意匠	39
23.5.2	寄せ集めの意匠	44
23.5.3	配置の変更による意匠	47
23.5.4	構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠	48

23.5.5	公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠.....	50
23.5.5.1	公然知られた形状や模様に基づく意匠.....	50
23.5.5.2	自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠.....	51
23.5.6	商慣行上の転用による意匠.....	52
23.6	創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示.....	54
23.7	当業者にとってありふれた手法であることの提示.....	54
23.8	意匠法第3条第1項各号との適用関係.....	54
第4章	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外.....	55
24	関連条文.....	55
24.1	意匠法第3条の2の規定.....	55
24.1.1	意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報について.....	55
24.1.2	願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠について.....	55
24.1.3	先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図.....	56
24.1.3.1	全体意匠の意匠登録出願の場合.....	56
24.1.3.2	部分意匠の意匠登録出願の場合.....	56
24.1.3.3	組物の意匠の意匠登録出願の場合.....	57
24.1.4	意匠の一部について.....	57
24.1.5	先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断... 57	57
24.1.6	意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断.....	58
24.1.6.1	意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること.....	58
24.1.6.2	第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと.....	58
24.1.7	意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件.....	58
24.1.7.1	意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日.....	59
24.1.7.2	パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日.....	59
24.1.7.3	意匠法第3条の2の規定により拒絶の理由を通知する時期.....	59
24.1.7.4	国際意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日.....	59

24.2	意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例.....	60
第3部 新規性の喪失の例外.....		65
31	関連条文.....	65
31.1	意匠法第4条第1項及び第2項の規定.....	65
31.1.1	意匠法第4条第2項の規定を適用するための要件.....	65
31.1.1.1	証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受け ける権利を有する者.....	66
31.1.1.2	証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受け ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実... 66	66
31.1.2	意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続.....	67
31.1.3	「証明する書面」に基づく意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断手順.....	67
31.1.3.1	以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合.....	67
31.1.3.2	31.1.3.1 に示す書式と異なる書式による「証明する書面」が提出されている場 合.....	68
31.1.3.3	意匠法第4条第2項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手 順.....	69
31.1.4	意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断に係る留意事項.....	69
31.1.4.1	同一の意匠が複数回公開された場合における先の意匠法第4条第2項の「該 当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取扱 い.....	69
31.1.4.2	出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第4条第2 項の規定の適用についての取扱い.....	70
31.1.4.2.1	相互に類似する意匠A及び意匠A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法 第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願Aの「証明する 書面」には公開意匠Aのみが記載された場合の取扱い.....	71
31.1.4.2.2	本意匠である意匠登録出願Aについては、意匠法第4条第2項の規定の適 用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された 公開意匠Aを記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願A' については、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための所要の手続 をしなかった場合における、意匠登録出願A' についての公開意匠Aの取 扱い.....	72
31.1.4.2.3	相互に類似する意匠A及び意匠A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法 第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願A及び意匠登 録出願A' がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と 同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い.....	73
31.1.5	意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件.....	74

31.1.5.1	公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者	74
31.1.5.2	意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実	74
31.1.6	意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続	74
31.1.7	意匠法第4条第1項の規定の適用についての判断	75
第4部 意匠登録を受けることができない意匠		76
41	関連条文	76
41.1	意匠法第5条の規定	76
41.1.1	公の秩序を害するおそれがある意匠について	76
41.1.2	善良の風俗を害するおそれがある意匠について	76
41.1.3	他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について	76
41.1.4	物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について	77
41.1.4.1	物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められるものの類型	77
41.1.4.1.1	標準化された規格に該当する規格の例	78
第5部 一意匠一出願		79
51	関連条文	79
51.1	意匠法第7条の規定	79
51.1.1	経済産業省令で定める物品の区分	79
51.1.2	意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例	80
51.1.2.1	物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	80
51.1.2.2	意匠ごとに出願されていないものの例	80
51.1.2.3	部分意匠についての取扱い	81
第6部 先願		82
61	関連条文	82
61.1	意匠法第9条の規定	82
61.1.1	意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる意匠登録出願	82
61.1.2	先願として取り扱われる意匠登録出願の類型	83
61.1.3	先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型	83

61.1.4	全体意匠と全体意匠との類否判断	83
61.1.5	同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	84
61.1.6	類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	84
61.1.7	同一の意匠について同日にされた意匠登録出願	84
61.1.8	類似の意匠について同日にされた意匠登録出願	84
61.1.9	同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い.....	85
61.1.10	類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い.....	85
61.1.11	同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い.....	86
61.1.11.1	複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例	87
61.1.11.2	協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願 取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い.....	88
61.1.12	意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第 9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日	88
61.1.13	パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第 2項の規定の判断の基準日	88
61.1.14	国際意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日	89
第7部	個別の意匠登録出願	90
第1章	部分意匠.....	90
71	関連条文	90
71.1	部分意匠とは	91
71.2	部分意匠の意匠登録出願における願書・図面.....	91
71.2.1	部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項	91
71.2.2	部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載	92
71.3	部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定.....	93
71.4	部分意匠に関する意匠登録の要件	94
71.4.1	工業上利用することができる意匠	95
71.4.1.1	意匠を構成するものであること.....	95
71.4.1.1.1	物品と認められるものであること	95
71.4.1.1.2	物品自体の形態であること	96
71.4.1.1.3	視覚に訴えるものであること	96
71.4.1.1.4	視覚を通じて美感を起こさせるものであること	96

71.4.1.1.5	一定の範囲を占める部分であること	96
71.4.1.1.6	他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること	97
71.4.1.2	意匠が具体的なものであること	98
71.4.1.3	工業上利用することができるものであること	101
71.4.2	新規性	101
71.4.2.1	意匠法第3条第1項第1号及び第2号	101
71.4.2.2	意匠法第3条第1項第3号	102
71.4.2.2.1	公知の意匠と部分意匠との類否判断	102
71.4.2.2.2	意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例	104
71.4.3	創作非容易性	107
71.4.4	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠	107
71.4.4.1	先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断	107
71.4.4.2	意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例	108
71.5	部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	108
71.6	部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定	108
71.7	部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願	108
71.7.1	意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例	108
71.7.1.1	物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	108
71.7.1.2	意匠ごとに出願されていないものの例	109
71.7.1.2.1	物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型	109
71.8	組物の意匠に係る部分意匠	110
71.9	部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定	110
71.9.1	部分意匠と部分意匠との類否判断	110
71.9.1.1	意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例	111
71.9.1.2	意匠法第9条第2項又は第10条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例	112
71.10	部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更	112
71.10.1	部分意匠の意匠の要旨	112
71.10.2	要旨を変更するものとなる補正の類型	112
71.10.3	願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	113
71.10.4	願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い	114

71.11	部分意匠の意匠登録出願に関する分割.....	115
71.11.1	意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割.....	115
71.11.2	意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割.....	116
71.12	特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への変更.....	116
71.13	パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願.....	116
第2章 組物の意匠		118
72	関連条文.....	118
72.1	組物の意匠とは.....	118
72.1.1	組物の意匠と認められる要件.....	118
72.1.1.1	願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること	118
72.1.1.2	構成物品が適当であること	119
72.1.1.3	組物全体として統一があること	120
72.1.1.3.1	組物全体として統一があると認められるものの類型.....	120
72.1.1.3.1.1	構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例	121
72.1.1.3.1.2	構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例.....	123
72.1.1.3.1.3	各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合の例	124
72.1.2	組物の意匠に係る部分意匠	124
72.1.3	組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断.....	124
72.1.4	組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外.....	124
72.1.5	組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更	125
72.1.5.1	組物の意匠の意匠の要旨	125
72.1.5.2	要旨を変更するものとなる補正の類型.....	125
72.1.5.3	願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	125
72.1.5.4	願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い.....	126
72.1.6	組物の意匠の意匠登録出願に関する分割	127
72.1.6.1	組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割.....	127
72.1.6.2	組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割	127

72.1.7	パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願	127
第3章	関連意匠	128
73	関連条文	128
73.1	関連意匠とは	129
73.1.1	関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠	129
73.1.1.1	本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること	129
73.1.1.2	本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること	130
73.1.1.3	本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の前に出願された意匠登録出願であること	130
73.1.1.3.1	意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日	130
73.1.1.3.2	パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日	131
73.1.1.3.3	国際意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日	131
73.1.2	本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い	131
73.1.3	関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い	132
73.1.4	本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い	132
第4章	画像を含む意匠	135
74	関連条文	135
74.1	意匠を構成する画像	136
74.1.1	電子計算機の画像	136
74.2	画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面	136
74.2.1	画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項	136
74.3	画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定	139
74.4	画像を含む意匠の登録要件	140
74.4.1	工業上利用することができる意匠	140
74.4.1.1	意匠を構成するものであること	140
74.4.1.1.1	画像が意匠を構成するものであること	140

74.4.1.1.1.1	物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること	141
74.4.1.1.1.1.1	物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること	141
74.4.1.1.1.1.2	物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること	143
74.4.1.1.1.2	意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること	143
74.4.1.1.1.2.1	物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること	144
74.4.1.1.1.2.2	当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること	145
74.4.1.1.1.2.3	その物品に記録された画像であること	147
74.4.1.1.1.3	電子計算機に関する画像	147
74.4.1.1.1.3.1	電子計算機の画像	147
74.4.1.1.1.3.2	付加機能を有する電子計算機の画像	148
74.4.1.1.2	意匠を構成する画像に該当しないもの	150
74.4.1.2	意匠が具体的なものであること	153
74.4.1.3	工業上利用することができるものであること	154
74.4.2	新規性	155
74.4.2.1	意匠法第3条第1項第1号及び第2号	155
74.4.2.2	意匠法第3条第1項第3号	155
74.4.2.2.1	公知意匠と画像を含む意匠の類否判断	155
74.4.2.2.1.1	対比する両意匠の意匠に係る物品に関する類否判断	156
74.4.2.2.1.2	類似する意匠と認められるものの例	159
74.4.3	創作非容易性	163
74.4.3.1	その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について	163
74.4.3.2	当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例	163
74.4.3.3	変化する画像について	164
74.4.3.4	当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について	164
74.4.3.5	容易に創作することができる意匠と認められるものの例	165
74.4.4	画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠	180
74.5	画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	182
74.6	画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定	182
74.7	画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願	182

74.7.1	意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例.....	182
74.7.1.1	物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例.....	182
74.7.1.2	意匠ごとに出願されていないものの例.....	183
74.7.1.3	画像を含む意匠において、画像が変化する場合.....	185
74.7.1.4	複数の画像が一意匠として認められるもの.....	185
74.7.1.4.1	物品の同一機能のための画像.....	185
74.7.1.4.2	形態的な関連性が認められるものであること.....	187
74.7.1.4.2.1	形態的な関連性が認められる代表例.....	187
74.7.1.5	複数の画像が一意匠として認められないもの.....	193
74.7.1.5.1	物品の異なる機能のための複数の画像.....	193
74.7.1.5.2	形態的な関連性がない複数の画像.....	194
74.8	画像を含む組物の意匠.....	196
74.9	画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定.....	196
74.10	画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更.....	196
74.11	画像を含む意匠に関する分割.....	196
74.12	特許出願又は実用新案登録出願から画像を含む意匠登録出願への出願の変更.....	196
74.13	パリ条約による優先権等の主張を伴う画像を含む意匠の意匠登録出願.....	196
第8部	願書・図面等の記載の補正.....	197
第1章	補正.....	197
81	関連条文.....	197
81.1	補正とは.....	197
81.1.1	補正の内容的制限.....	198
81.1.2	補正の時間的制限.....	198
第2章	補正の却下.....	199
82	関連条文.....	199
82.1	補正の却下とは.....	199
82.1.1	意匠の要旨と意匠の要旨の認定.....	199
82.1.2	要旨の変更.....	199
82.1.2.1	要旨を変更するものとなる補正の類型.....	199

82.1.2.1.1	その意匠の属する分野における通常知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合	199
82.1.2.1.2	出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合	200
82.1.2.2	要旨を変更するものとはならない補正の種類	200
82.1.2.2.1	その意匠の属する分野における通常知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合	200
82.1.2.2.2	意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合	201
第9部	特殊な意匠登録出願	202
第1章	意匠登録出願の分割	202
91	関連条文	202
91.1	意匠法第10条の2の規定	202
91.1.1	意匠登録出願の分割の要件	202
91.1.2	適法な意匠登録出願の分割の手續とは認められない場合の例	203
91.1.3	分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	203
91.1.4	分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	203
第2章	出願の変更	205
92	関連条文	205
92.1	意匠法第13条の規定	205
92.1.1	意匠登録出願への変更の要件	205
92.1.2	適法な意匠登録出願への変更の手續とは認められない場合の例	206
92.1.3	変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	206
92.1.4	変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	206
第3章	特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例	207

93	関連条文	207
93.1	特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い	207
第4章 補正後の意匠についての新出願		208
94	関連条文	208
94.1	意匠法第17条の3の規定	208
94.1.1	補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願の要件...	208
第10部 パリ条約による優先権等の主張の手続		209
101	関連条文.....	209
101.1	パリ条約による優先権等の主張の効果.....	210
101.1.1	パリ条約による優先権等を主張するための手続.....	211
101.1.2	パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間.....	211
101.2	パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件.....	211
101.3	パリ条約による優先権主張の認否における「意匠の同一」の基本的な考え方.....	212
101.3.1	意匠に係る物品の欄の記載について	212
101.3.1.1	優先権証明書記載の意匠について、優先権証明書の記載全体から総合的に判断してその意匠に係る物品の用途、機能が明らかな場合	213
101.3.1.2	優先権証明書記載の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であって、用途、機能に対応する物品の区分が複数ある場合	213
101.3.2	一出願に含まれる意匠数について	214
101.3.2.1	優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権の認否において同一と認められる。	214
101.3.2.2	優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、全部又はその一部の構成物品について組物（意匠法第8条に規定する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物）の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権の認否において同一と認められる。	214
101.3.2.3	優先権証明書に記載された意匠と、優先権証明書に記載されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、同一と認められない。	214
101.3.2.4	複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と認められない。	214

101.3.3	優先権証明書の添付図面において意匠登録を受けようとする意匠に係る物品の 全体の形態が表されていない場合について.....	215
101.3.3.1	物品全体の形態が表された意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場 合.....	215
101.3.3.2	我が国への意匠登録出願に係る意匠を優先権証明書記載の意匠において具 体的形態が表されていた部分について意匠登録を受けようとする部分とし、 表されていない部分をそれ以外の部分とする部分意匠の出願とした場合.....	216
101.3.4	意匠を構成する部品の組合せ、分離について.....	219
101.3.4.1	我が国への意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書に記載されている部品 の意匠と、優先権証明書に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせ た完成品の意匠である場合.....	219
101.3.4.2	優先権証明書に記載されている意匠が完成品の意匠である場合に、その完成 品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした 場合.....	219
101.3.4.3	優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わ せて完成品とするものであって、優先権証明書にはない組合せについて、我 が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合.....	219
101.3.5	意匠の構成要素（形状、模様、色彩）が異なる場合について.....	220
101.3.6	優先権の基礎となる出願が意匠登録出願及び実用新案登録出願でない場合..	222
101.3.6.1	優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合.....	222
101.3.6.2	優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合.....	222
101.3.7	パリ条約による優先権等の主張を伴う個別の意匠登録出願の意匠の同一の考え方	222
第 1 1 部	国際意匠登録出願.....	223
第 1 章	意匠登録出願とみなされる国際出願.....	223
111	関連条文.....	223
111.1	意匠法第 6 0 条の 6 の規定.....	223
第 2 章	国際意匠登録出願に係る意匠の認定.....	225
112	関連条文.....	225
112.1	国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対 応関係.....	225
112.2	国際意匠登録出願に係る意匠の認定.....	226

第3章 国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件.....	228
113 関連条文.....	228
113.1 工業上利用することができる意匠.....	228
113.1.1 意匠を構成するものであること.....	228
113.1.2 意匠が具体的なものであること.....	229
113.1.3 工業上利用することができるものであること.....	229
113.2 新規性.....	229
113.2.1 意匠法第3条第1項第1号.....	229
113.2.1.1 意匠登録出願前について.....	229
113.2.2 意匠法第3条第1項第2号.....	230
113.2.2.1 意匠登録出願前について.....	230
113.2.3 意匠法第3条第1項第3号.....	231
113.3 創作非容易性.....	231
113.3.1 意匠登録出願前について.....	231
113.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外.....	231
113.4.1 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件.....	231
第4章 国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外.....	232
114 関連条文.....	232
114.1 意匠法第60条の7の規定.....	232
114.1.1 国際意匠登録出願の場合における意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるた めの具体的な手続.....	232
第5章 国際意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定.....	233
第6章 国際意匠登録出願に関する一意匠一出願.....	234
116 関連条文.....	234
116.1 意匠法第60条の6第2項の規定.....	234
116.1.1 経済産業省令で定める物品の区分.....	234
116.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさない国際意匠登録出願の例.....	234
116.1.2.1 物品の区分によらない「意匠に係る物品」の欄の記載の例.....	234

116.1.2.2	意匠ごとに出願されていないものの例.....	234
116.1.2.3	部分意匠についての取扱い.....	235
第7章	国際意匠登録出願に関する意匠法第9条の規定.....	236
第8章	部分意匠の国際意匠登録出願.....	237
118	関連条文.....	237
118.1	国際意匠登録出願における部分意匠の取扱い.....	237
118.1.1	部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載.....	237
118.1.1.1	部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書の記載.....	237
118.1.1.2	部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面の記載.....	238
118.1.2	部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定.....	238
118.1.3	部分意匠に関する意匠登録の要件.....	238
118.1.3.1	工業上利用することができる意匠.....	238
118.1.3.1.1	意匠を構成するものであること.....	239
118.1.3.1.2	意匠が具体的なものであること.....	239
118.1.3.1.3	工業上利用することができるものであること.....	241
118.1.3.2	新規性.....	241
118.1.3.3	創作非容易性.....	241
118.1.3.4	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠.....	241
118.1.4	部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外.....	241
118.1.5	部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定.....	242
118.1.6	部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願.....	242
118.1.7	組物の意匠に係る部分意匠.....	242
118.1.8	部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定.....	242
118.1.9	部分意匠の国際意匠登録出願に関する要旨の変更.....	242
118.1.9.1	部分意匠の意匠の要旨.....	242
118.1.9.2	要旨を変更するものとなる補正の種類.....	242
118.1.9.3	国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取扱い.....	243
118.1.9.4	国際意匠登録出願に係る図面の記載についてした補正の具体的な取扱い.....	244
118.1.10	部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願.....	245
118.1.11	パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願.....	245
第9章	国際意匠登録出願における組物の意匠.....	246

119	関連条文	246
119.1	組物の意匠とは	246
119.1.1	組物の意匠と認められる要件	246
119.1.1.1	「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること	246
第10章	国際意匠登録出願に関する意匠法第10条の規定	247
第11章	国際意匠登録出願における画像を含む意匠	248
1111	関連条文	248
1111.1	画像を含む意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載	248
1111.1.1	画像を含む国際意匠登録出願における願書の記載事項	248
第12章	国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正	249
1112	関連条文	249
1112.1	補正	249
1112.2	補正の却下	249
1112.2.1	補正の却下とは	249
1112.2.1.1	意匠の要旨と意匠の要旨の認定	249
1112.2.1.2	要旨の変更	249
1112.2.1.2.1	要旨を変更するものとなる補正の種類	249
1112.2.1.2.2	要旨を変更するものとはならない補正の種類	249
第13章	国際意匠登録出願に関する特殊な意匠登録出願	251
第14章	国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手續	252
1114	関連条文	252
1114.1	意匠法第60条の10の規定	252
1114.1.1	パリ条約による優先権等の主張の効果	252
1114.1.1.1	パリ条約による優先権等を主張するための手續	252

1114.1.2	パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件	252
第12部	審査の進め方	254
第1章	概論	254
121	審査手続に関連する主な条文	254
121.1	審査の基本方針	254
121.2	審査手順の概要	254
第2章	各論	256
122.1	意匠登録出願に係る意匠の認定	256
122.2	先行意匠調査	257
122.3	新規性、創作非容易性等の検討	260
122.4	拒絶理由の通知	262
122.4.1	拒絶理由の通知を行う際の留意事項	262
122.4.2	出願人との意思疎通の確保	264
122.5	国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報	264
122.5.1	拒絶の通報	264
122.6	意見書又は手続補正書が提出されたとき	265
122.7	査定	266
122.7.1	登録査定	266
122.7.2	拒絶査定	266
【図】	審査の主な流れ	267
第13部	その他	268
第1章	特徴記載書	268
131	関連条文	268
131.1	特徴記載書とは	268
131.1.1	提出手続	268
131.1.2	意匠公報への掲載	268
別添	組物の構成物品表	269

凡 例

1. 全体において使用される省略記載

「願書に添付した図面等」	= 願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本
「公知の意匠」	= 意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠
「公開意匠」	= 公知の意匠に該当するに至った意匠
「電子的意匠情報」	= インターネットを通じて得られる意匠情報
「当業者」	= その意匠の属する分野における通常の知識を有する者
「先願に係る意匠として 開示された意匠」	= 先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品の形態として開示された意匠
「一組の図面」	= 立体的なものの場合、正投影図法により同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図。平面的なものの場合、同一縮尺で作成された表面図及び裏面図
「その他必要な図」	= 一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他必要な図
「別表第一」	= 意匠法施行規則別表第一
「別表第二」	= 意匠法施行規則別表第二
「本意匠」	= 自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠
「構成物品」	= 組物を構成する物品
「定められた構成物品」	= 「構成物品表」に定められた構成物品
「ジュネーブ改正協定」	= 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
「指定締約国」	= ハーグ協定のジュネーブ改正協定第1条(xix)に規定する指定締約国
「国際出願」	= ジュネーブ改正協定第1条(vii)に規定する国際出願
「国際公表」	= ジュネーブ改正協定第10条(3)(a)の規定による公表
「国際登録の日」	= ジュネーブ改正協定第10条(2)に規定する国際登録の日
「国際登録」	= ジュネーブ改正協定第1条(vi)に規定する国際登録
「国際意匠登録出願」	= 意匠法第60条の6第1項及び同条第2項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願
「国際登録簿」	= ジュネーブ改正協定第1条(viii)に規定する国際登録簿
「国際意匠登録出願に係る 願書の記載」	= 国際意匠登録出願において、意匠法第6条第1項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるもの
「国際意匠登録出願に係る 図面の記載」	= 国際意匠登録出願において、意匠法第6条第1項の規定により提出した図面に記載されたと認められるもの
「国際意匠分類」	= 千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定が定める意匠の国際分類

2. 一部において使用される省略記載

「形態」

= 形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

ただし、「創作非容易性」に関する項目においては「形態」とはいわない。これは、意匠法第2条第1項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」は意匠の構成要件として物品と混然一体となるものであるのに対し、意匠法第3条第2項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」とは、物品を離れた形状のみあるいは模様のみといった独立した要素又はこれら独立した要素の結合をも意味することから、両者の違いを明確にするためである。

具体的には、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」及び第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」においては「形態」とはいわない。

また、第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」72.1.1.3「組物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」においても、組物全体として統一があるか否かの判断が、物品を離れた形状のみあるいは模様のみといった独立した要素又はこれら独立した要素の結合に基づいても行われることから、同様に「形態」とはいわない。